

1. 件名：原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関するヒアリング（柏崎刈羽7【9】、女川2【9】）
2. 日時：令和5年9月6日 11時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官、小林主任安全審査官、
伊藤（拓）安全審査官、小野安全審査官、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

山本上席監視指導官※

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他5名

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ

グループマネージャー 他8名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社に女川原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容に関して、以下の点について対応を求めた。

【女川原子力発電所原子炉施設保安規定】

- 再稼働までに整備するとしている局所エリアの扉の開放の判断基準について、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象を判断した場合としているが、多数ある10条特定事象すべてにおいて扉開放の操作を実施するのが適切か、十分検討した上で、判断基準を整備すること。

【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定】

- 再稼働までに整備するとしている局所エリアの扉の開放の判断基準について、運転員が炉心損傷前に余裕を持って扉開放の操作が可能な基準とするという考え方を踏まえ、現行の判断基準で十分であるか、十分検討した上で、整備すること。

(2) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、本日対応を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし